

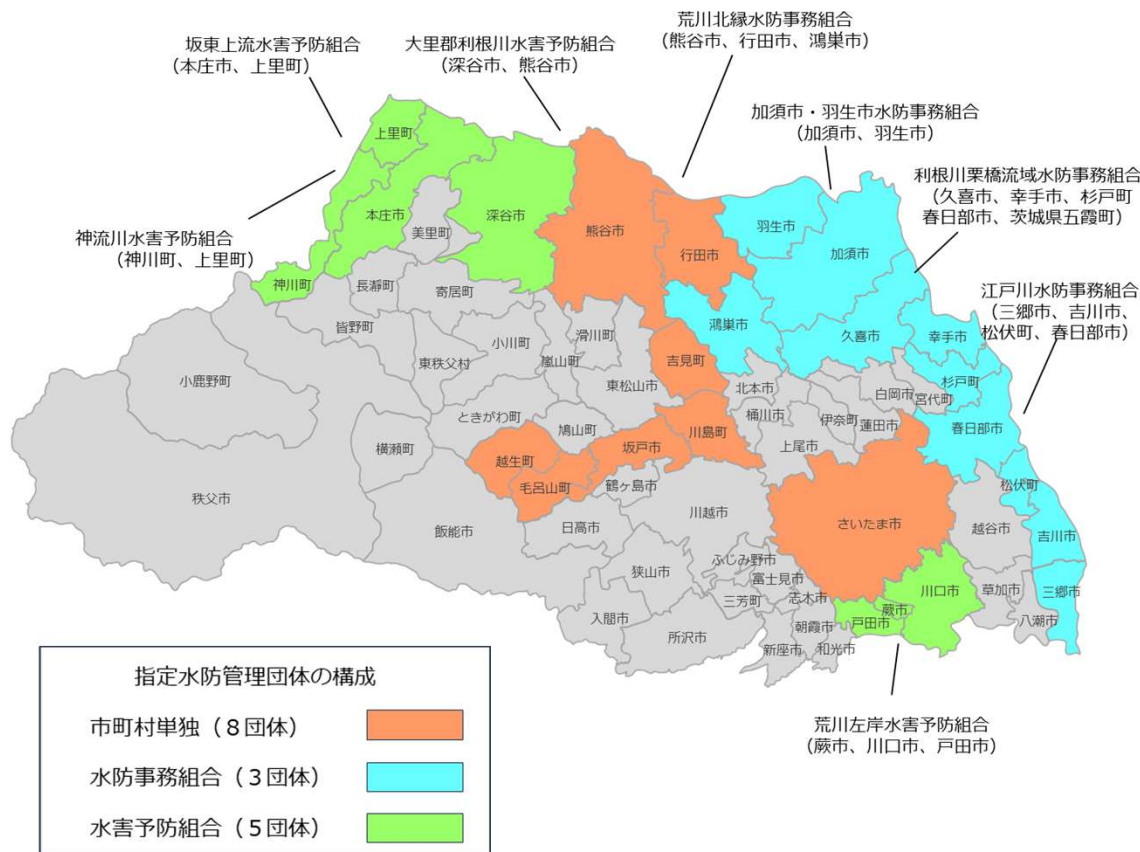
R7.4.1現在

令和7年度の主な改正点

(4月1日付)

●越辺川・高麗川水害予防組合の廃止

●坂戸市、毛呂山町、越生町の指定



団体名	管理者	構成市町	事務局	対象河川
さいたま市	さいたま市長	さいたま市	さいたま市河川課	荒川右岸・左岸 鴨川右岸・左岸
熊谷市	熊谷市長	熊谷市	熊谷市大里行政センター	荒川右岸 和田吉野川右岸・左岸
行田市	行田市長	行田市	行田市危機管理課	利根川右岸 福川右岸
川島町	川島町長	川島町	川島町総務課	荒川右岸 入間川左岸 越辺川左岸 都幾川左岸 市野川右岸・左岸
吉見町	吉見町長	吉見町	吉見町総務課	荒川右岸 市野川左岸
坂東上流水害予防組合	本庄市長	本庄市、上里町	本庄市危機管理課	利根川右岸 鳥川右岸
神流川水害予防組合	神川町長	神川町、上里町	神川町防災環境課	神流川右岸
大里郡利根川水害予防組合	深谷市長	深谷市、熊谷市	深谷市道路河川課	利根川右岸、 小山川右岸・左岸 福川右岸・左岸
利根川栗橋流域水防事務組合	久喜市長	久喜市、幸手市、 杉戸町、春日部市、 茨城県五霞町	久喜市危機管理課	利根川右岸 江戸川右岸
加須市・羽生市水防事務組合	加須市長	加須市、羽生市	加須市治水課	利根川右岸・左岸 渡良瀬川右岸
江戸川水防事務組合	三郷市長	三郷市、吉川市、 松伏町、春日部市	三郷市危機管理防災課	江戸川右岸
荒川北緑水防事務組合	熊谷市長	熊谷市、行田市、 鴻巣市	熊谷市管理課	荒川左岸
坂戸市	坂戸市長	坂戸市	坂戸市防災安全課	越辺川右岸・左岸 高麗川右岸・左岸
毛呂山町	毛呂山町長	毛呂山町	毛呂山町総務課	越辺川右岸・左岸 高麗川右岸・左岸
越生町	越生町長	越生町	越生町総務課	越辺川右岸・左岸 高麗川右岸・左岸
荒川左岸水害予防組合	蕨市長	蕨市、川口市、 戸田市	蕨市道路公園課	荒川左岸

※対象区域は、各指定水防管理団体の構成市町が河川に接する区間のうちの一部である。